

第8期 事業計画

(1) 映像実演の権利処理を適正に行う事業 [権利処理]

- ①委託者の権利の内、文化庁指定団体業務等に係る権利を 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会（以下、芸団協とする）に復委任するとともに、権利処理を適正に行う。
- ②委託者の権利の内、放送番組全部利用のビデオグラム化、番組販売および送信可能化等に係る権利を芸団協に復委任するとともに、権利処理を適正に行う。
- ③委託者の権利の内、有線放送同時再送信および、I Pマルチキャスト送信に係る権利を 一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構（以下、a R m a とする）に復委任をし、権利処理を適正に行う。
- ④放送番組の部分利用について、在京民放5社との間で、基本ルールの見直しを行う。
- ⑤a R m a に申請された放送番組全部利用について、許諾回答を行う等、権利処理を適正に行う。
- ⑥放送番組の部分利用等について、電子許諾システム「PREX」を利用し権利処理を適正に行う。また、既に導入している在京の放送局や制作会社に続いて在阪の放送局の導入について検討・協議を行う。
- ⑦放送番組の部分利用等について、より円滑に権利処理を行うため、申請や許否回答など委託者との相互伝達をPREX上で行うことを目指す。
- ⑧放送番組全部利用のうち、ビデオグラム化については、その発売について、ホームページや「季刊PRE」への掲載、メールの配信等で、委任者へ告知を行う。
- ⑨放送番組等の円滑な利用促進のために、事業内容等を明確にしたパンフレットや広報誌「季刊PRE」などを配布し、アウトサイダー等からの委任受託の拡大に努める。

(2) 使用料等の徴収と適切な分配を行う事業 [徴収・分配]

- ①前(1)により受領・徴収した使用料等の適切な分配を、本年6月と11月に行う。
- ②分配事業の安全かつ確実な実施のために、分配金システムの改修を進める。
- ③委託者へのより多くの使用料の分配を行うために、独自で放送番組の送信可能化やビデオグラム化などの権利処理を行い使用料等の徴収業務を行う方策を検討する。

(3) 映像実演の権利者に関するデータの収集と管理 [委任管理]

- ①実演家の権利処理を適切に行うため、委任状を取得・管理し、データの厳正な整備・管理を行う。
- ②事務局内における委任情報の管理については安全管理措置を講じ、情報保護に努める。
- ③芸団協・C P R A、a R m a および社員団体等の他、音事協、音制連、MPN、各関連団体等と協力し、委任情報の共有、適切な管理を行う。
特に、芸団協・C P R A、a R m a のシステム使用には第三者はアクセスできない回線を使用する等、安全性の確保を行い、複数のシステムを使用する複雑性についても、

各団体と協力し利便性の向上を図る。

- ④権利委任を受けている実演家や事務所の情報と管理を行うための引き続きシステム改修を行う。

(4) 著作隣接権および肖像権に関する調査研究とその成果の発表 [調査研究]

- ①セミナーを定期的に開催し、実演家の権利と、放送や新しいメディアによる利用などに関する知識を広める。
- ②実演家の権利拡大のため、実演家の権利等の調査研究を行う。
- ③実演家の健康に関する実態とニーズの把握のため、実演家のヘルスケアに関する調査研究を行う。

(5) 映像実演の利用と流通に関する調査研究とその成果の発表 [調査研究]

- ①実演家の権利等についてシンポジウムを開催する。
- ②日本放送協会および民放各社の放送番組の内容と出演者などに関する大規模な調査を行い、その成果を公表する。

(6) 映像実演の権利と利用流通に関する普及広報活動 [広報広告]

- ①実演家をとりにくく権利の問題や、放送や配信等における話題を中心に、普及啓蒙活動を行うため、広報誌「季刊PRE」の誌面と、ホームページにおけるコンテンツの充実を図る。
- ②関係各所へ本機構の広告を行い、実演家の権利についての認知向上とコンテンツの利用流通の円滑化を図る。

(7) 関係団体および利用者との連絡提携 [関係団体・放送局等]

- ①芸団協・CPRAの運営に参加し、事業の協力を行う。
- ②ARMAの運営に参加し、事業の協力を行う。
- ③音事協、音制連、MPN、各関連団体等との緊密な連絡提携、および情報交換を行う。
- ④コンテンツの円滑な流通促進のため、関係省庁の会議やワーキンググループ等に参加、協力を行う。

(8) その他、目的を達成するために必要な事業

- ①事務局職員の業務能力向上、および情報セキュリティの確保のための講座受講や、実演に関する知識・教養を深めるため演劇鑑賞等の研修を行う。
- ②本機構と委託者との連携の強化をはかり、組織の活性化と時代にふさわしい組織のあり方を研究する。
- ③芸能活動推進と実演家の地位の向上のため、諸事業を行う。
- ④公益社団法人化の検討を行い、諸外国の権利処理団体との交流連携を見据えた法人名称への変更準備を進める。

- ⑤本機構の運営基盤を確かなものとするため、賛助会員入会の勧誘活動を行う。
- ⑥実演家の権利のあり方についての調査研究、情報収集及び、諸外国の権利処理団体との連携を見据えた交流を図るため、世界知的所有権機関（WIPO）の外交会議等に参加する。

以上